

入札公告

公益財団法人国際人材育成機構(以下「アイム・ジャパン」という。)のモバイルパソコンの調達について、次のとおり一般競争入札を行うので公告する。

令和6年10月4日

公益財団法人国際人材育成機構
契約担当役 理事 小宮 正信

1 入札に付する事項

- (1) 件名 モバイルパソコンの調達
- (2) 納入物件の仕様等 入札要件説明書及び仕様書のとおり
- (3) 数量 100台
- (4) 納入期限 令和6年12月10日(火)まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札要件説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であり、且つ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (2) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止処分等を受けていない者であること。
- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められるものであり、適正な契約の履行が確保されるものであること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条 第1項各号に該当しない者であること。
- (5) 法人の理事長又は理事、もしくはこれらの親族(6親等以内の血族、配偶者または3親等以内の姻族)が役員に就いている業者など、当法人の理事長または理事が特別の利害関係を有しないこと。
- (6) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)における物品の販売の等級が A 以上を有するもの。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札者は上記 2 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)に次の書類を添付し、下記(3)に示す場所に郵送または来訪し提出、当該資格の確認の申請をすること。
- ア 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式2)
- イ 全部事項証明書(登記簿)謄本 原本
提出日 3カ月以内に発行されたもの。
- ウ 営業所の所在地を確認できる書類(会社要覧・パンフレット等)
- エ 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
- (2) 提出期限 令和6年10月11日(金)正午必着
- (3) 郵送場所 郵便番号 103-0015
住 所 東京都中央区日本橋箱崎町36-2 Daiwaリバーゲート20階
電 話 03-5645-5631

4 契約条項等を示す場所

契約条項を示す場所、入札要件説明書・仕様書・申請書等の交付場所及び問合せ先は3に掲げる場所に同じ。なお、入札要件説明書等の交付は上記で行うほか、アイム・ジャパンのホームページ上においても公開する。

5 入札書の提出について

- (1) 入札に参加する者は指定様式(様式4)に必要とする事項を記載の上、見積書と選定機種の主な仕様がわかる資料を添付(様式の指定なし)し、令和6年10月18日(金)午前10時(必着)に、3に掲げる場所へ、郵送または来訪し提出すること。
- (2) 入札書の提出は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で行うか、来訪し提出すること。また、一度提出された入札書等の書換え又は撤回は認めない。
- (3) 入札書の提出は、外封筒と中封筒の二重封筒とする。
- (4) 中封筒には、入札書を入れ密封し、かつ封筒の表に次の事項を記載すること。
- ア 氏名(法人にあっては、商号又は名称)
イ 「モバイルパソコンの調達」
ウ 開札日 令和6年10月18日(金)
- (5) 外封筒には入札書を入れた中封筒と一般競争入札参加資格確認通知書(様式3)の写しを入れ、表に上記(4)の必要事項、担当者及び担当者の連絡先、入札書在中の旨を記載すること。

6 開札日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年10月18日(金)午前11時
- (2) 場 所 東京都中央区日本橋箱崎町36-2 アイム・ジャパン内

7 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札要件説明書による。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、アイム・ジャパンから説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札要件説明書において示す入
札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

- (1) 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の1
0に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を
切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか
免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を
入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定の方法 予定価格の範囲内で総額が最低の価格をもって有効な入札を行つ
た者を落札者とする。
- (3) 物品供給契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札要件説明書による。